

「観光市民読本（ストーリーブック）の制作」に係る業務委託 仕様書

1 委託事業名：

「観光市民読本（ストーリーブック）の制作」に係る業務委託

2 業務の目的：

長崎市の観光を単なる「観光地の紹介」として捉えるのではなく、市民の暮らし、地域文化、産業、仕事、人との交流等とのつながりから学び、観光を通じて暮らす人にも訪れる人にも魅力ある地域をつくる「観光まちづくり」への理解を深めることを目的とする。

特に、次世代を担う子ども・若者をはじめとする市民が、長崎の歴史や文化、日常の暮らしの中にある魅力や価値、観光が地域にもたらす効果や課題に気づき、長崎への愛着と誇りを育むとともに、自ら地域の魅力を守り、伝え、未来へつないでいく一員として、観光まちづくりに主体的に関わろうとする意識の醸成を図る。

また、訪問客に対しても、長崎のまちや暮らしへの理解を深め、地域を大切にし、応援する存在へとつながることを目指す。

3 契約期間： 契約締結日から令和9年1月20日まで（予定）

4 業務内容：

受託者は、委託者と十分に協議のうえ、以下の業務を一体的に実施すること。

(1) 全体企画・進行管理

- ① 本業務の目的を踏まえ、読本制作、市民ワークショップ、お披露目会等を含む事業全体の実施計画、工程表及び制作体制を作成すること。
- ② 委託者、長崎市その他関係機関・関係者との打合せ、連絡調整、進捗管理を行うこと。
- ③ 制作に必要な取材先、掲載候補、写真・資料、各種データ等を整理し、委託者と協議のうえ制作を進めること。

(2) 市民ワークショップの企画・運営

市民自身が長崎の魅力や価値を見つめ直し、観光と暮らしのつながりや、これからの長崎の観光まちづくりについて考える機会を設けるとともに、そこで生まれた言葉、視点、アイデア等を読本の編集素材として収集すること。

- ① 開催回数：2回
- ② 参加者数：延べ50人程度以上を目安とする。

- ③ 対象は、1 回目：長崎市民を中心に、20～60 代程度の幅広い世代を想定。
域外の人々の参加も促す。
2 回目：「観光まちづくり」に関心を持つ層。若手社会人、大学生、子育て世代、地域活動関係者、観光・交通・商業・文化等の事業者などを想定。
- ④ テーマは、1 回目を「長崎の『今』の観光まちづくりについて考える内容」・2 回目を「長崎の観光まちづくりの『未来』を考える内容」を基本とし、構成は委託者と協議のうえ決定すること。
- ⑤ 企画、参加者募集支援、会場設営、進行、ファシリテーション、記録、アンケート、意見整理等、開催に必要な業務を行うこと。
- ⑥ ワークショップで得られた市民の声や提案は、可能な限り読本のコンテンツやメッセージに反映すること。

(3) 観光市民読本（紙・デジタル媒体）の企画・編集・制作

「観光を知ること、長崎の未来を考えること。」を基本的な考え方とし、観光まちづくりの観点から、長崎の歴史、文化、暮らし、産業、人との交流、観光が地域にもたらす価値と課題等について学び、長崎の未来を考えることができる読本を制作すること。

① 対象：

- ア 学校教育での活用を軸とした、長崎市内の小学校高学年、中学生、高校生及び教員
- イ 公共施設、観光施設、観光案内所等で一般市民が手に取ることも想定し、幅広い世代に理解しやすい内容・表現とすること。
- ウ 訪問客が長崎の暮らしや観光まちづくりへの理解を深める活用も視野に入れること。

② 編集・デザイン方針

- ア 教材感を過度に出さず、写真、図解、問いかけ等を効果的に組み合わせ、デザイン性と読みやすさを両立した「つい手に取りたくなる」読本とすること。
- イ ふりがなを基本とし、専門用語には簡潔な解説を添えるなど、小学校高学年から一般市民まで理解しやすい表現に配慮すること。
- ウ 「知る・考える」から「気づく・誇る」、さらに「伝える・関わる」へと、段階的に観光まちづくりへの理解と参画意識を育む構成とすること。
- エ 学校教育や探究学習で活用しやすいよう、世代に応じた紙面デザインや学びの要素を盛り込むこと。
- オ 必要に応じ、教育分野その他の有識者の意見を取り入れること。

③ 主な構成（案）

- ・第1章：「いいまち」って、どんなまち？ - 身近な暮らしから観光まちづくりを考える導入
- ・第2章：長崎の物語をひもとく - 世界との交流、平和、歴史、食、祭り、町並み等を現在の暮らしとのつながりから紹介
- ・第3章：わたしたちの「ふつう」を見つめよう - 日常の風景や文化から長崎ならではの魅力・価値を再発見
- ・第4章：暮らしと観光は、どうつながっている？ - 観光消費、仕事、文化継承、交流等、地域や市民の暮らしにもたらす効果を紹介
- ・第5章：暮らしを大切にする観光を考えよう - 混雑、環境、マナー、地域住民の暮らしとの調和など、持続可能な観光を考える
- ・第6章：長崎の魅力を支える人たち - 観光、交通、飲食、農水産、文化、平和、MICE、スポーツ等に関わる多様な人と仕事を紹介
- ・第7章：わたしたちが伝えたい長崎 - 地域の宝や未来像を考え、自分たちにできる提案・行動につなげる
- ・付録：長崎市観光辞典等 - 名所、偉人、文化、食、イベント等をテーマ別に紹介する資料編

※上記は基本構成案であり、ワークショップで得られた意見や取材内容、編集上の観点等を踏まえ、委託者と協議のうえ最終決定すること。

④ 取材・原稿作成・素材制作

- ・掲載内容に必要な取材、ヒアリング、原稿作成、校正、写真撮影、図版・イラスト等の制作を行うこと。
- ・統計・調査データ等を掲載する場合は、出典及び基準時点を明記し、可能な限り最新かつ信頼性の高い情報を使用すること。DMO NAGASAKI が発行しているマーケティングデータ等も活用すること。
- ・人物、施設、作品等を掲載する場合は、必要な取材・撮影・掲載許諾を取得すること。

(4) お披露目会（シンポジウム等）の企画・運営

- ① 制作した読本の内容及び制作過程で得られた市民の声等を共有し、市民が観光と暮らしとのつながりや観光まちづくりについて考える機会となるお披露目会を1回開催すること。
- ② 開催時期は遅くとも令和9年1月中旬までとし、会場、規模、プログラム、登壇者、広報等については委託者と協議のうえ決定すること。
- ③ 企画、登壇者等との調整、会場設営、進行、運営、記録、読本の配布・活用先の募集等、開催に必要な業務を行うこと。

④ 読本の活用先の募集では、今後の配布・活用につなげる情報収集を行うこと。

(5) 制作後の更新を見据えたデータ整備

- ① 紙媒体での利用に加え、学校教育・探究学習、公共・観光施設での活用及び将来的な Web コンテンツへの展開を想定し、二次利用可能な状態で編集データ・素材データを整理して納品すること。
- ② 委託者が内容を更新・再編集しやすいよう、使用ソフト、フォント、リンク画像等を整理し、必要な情報を引き継ぐこと。

5 成果物・納期

(1) 成果物

- ・観光市民読本の完成データ（印刷用 PDF、閲覧用 PDF）
- ・編集可能な制作データ一式（レイアウトデータ、原稿、写真、イラスト、図表等）
- ・市民ワークショップ実施記録一式（企画書、参加者集計、当日資料、記録、アンケート結果、意見整理等）
- ・お披露目会実施記録一式（企画書、当日資料、参加者集計、記録、配布・活用募集情報等）
- ・委託業務完了報告書（形式は任意）

(2) 納期

- ア 観光市民読本の完成データ（印刷用 PDF、閲覧用 PDF）：
令和 8 年 12 月 21 日（予定）
- イ 制作データ一式及び市民ワークショップ・お披露目会実施記録一式
令和 9 年 1 月 20 日
- ウ 委託業務完了報告書（形式は任意）
令和 9 年 1 月 20 日

6 留意事項

- (1) 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な取材費、撮影費、会場費、講師・登壇者等への謝金・旅費、印刷製本費、運搬費その他一切の経費は、原則として契約金額に含むものとする。
- (3) 受託者は、写真、イラスト、文章、データ、地図、第三者著作物等を使用する場合、著作権、肖像権、商標権その他必要な権利処理及び利用許諾を適切に行うこと。
- (4) 本業務において新たに制作・撮影したデータ、デザイン、写真、イラスト、文章等の成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）は、原則として長崎市に帰属し、委託者が自由に二次利用できるものとする。ただし、第三者が従前から権利を有する素材等についてはこの限りでなく、その取扱いが委託

者と協議すること。

- (5) 受託者は、成果物の二次利用・改変等に支障が生じないよう、著作権人格権を行使しないことについて必要な措置を講じること。
- (6) 個人情報を取り扱う場合は、関係法令及び委託者の定める規程等を遵守し、適切に管理すること。
- (7) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (8) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際に協力すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- (11) 業務内容の変更等について委託者から指示等があった場合は、双方協議のうえ、契約内容を変更することができる。

7 備考

報告書の提出については次のとおりとする。

提出場所：一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会

企画管理本部 地域連携課（担当：齋藤・兼田）

住 所 ：長崎市出島町 1-1 出島ワーフ 2 階

電 話 ：095-823-7423

メール ：region@nagasaki-visit.com

以上